

57. 昭和34年度民間学術研究機関補助金の交付について

〔諮問〕

文大術第29号

日 本 学 術 会 議

昭和34年度民間学術研究機関補助金の交付について、別紙の機関から申請がありましたので、民間学術研究機関の助成に関する法律第5条第2項の規定により、審査の方針および対象の範囲について諮問します。

昭和34年5月12日

文部大臣 橋 本 龍 伍

注) 民間学術研究機関補助金申請機関は答申の申請研究機関名と同一であるので省略した。

[答申]

庶発第390号

昭和34年6月9日

文部大臣 橋本龍伍 殿

日本学術会議会長 兼重 寛九郎

昭和34年度民間学術研究機関補助金の交付について（答申）

さきに、文大術第29号（昭和34年5月12日付）をもって諮問のありました標記の件について、別紙のとおり答申します。

別 紙

## 1. 審査の方針

民間学術研究機関の助成に関する法律第5条第1号ないし、第3号の要件によるべきであるが、その際、特に次の点に留意することが望ましい。

(1) 学術上特色ある研究を行って、その研究業績が優秀顕著であり、現に相当充実した研究員、研究施設をもって研究活動を継続している研究機関を重視すること。

(2) 研究機関の維持運営は、その研究活動と不可分であることにかんがみ、第3号の要件の内容としては、維持運営の困難性のみでなく、学術の急速な進歩に即応して研究機関としての機能を発揮するために必要な最小限度の施設、設備の更新あるいは研究者の確保が可能となるよう十分考慮すること。

なお、上記の審査の方法に基き、補助金の交付先及び額を決定するに当っては、学識経験者で構成された諮問機関の意見を聞いて慎重を期することが望ましい。

## 2. 対象の範囲

民間学術研究機関の助成に関する法律第5条第1項の第1号及び第2号を基として、別表のとおり認定する。

認定の符号は、A、B、Cとし、A（A'はAに準ずるもの）、Bは助成するに適格なものを示し、Cは不適格なものを示す。但し、本年度はCに該当するものがなかった。

昭和34年度民間學術研究機關補助金認定一覽

申請研究機関名		認定欄
財団法人	日本民族学協会	A'
社団法人	部落問題研究所	A
財団法人	黎明会徳川林政史研究所	A
社団法人	中国研究所	A'
財団法人	九州経済調査協会	A
〃	国民経済研究協会	A'
〃	政治経済研究所	A'
〃	世界経済調査会	A'
〃	日本経済研究所	A
〃	三菱経済研究所	A
〃	計数研究所	A'
〃	小林理学研究所	A
〃	資源科学諸学会連盟資源科学研究所	A
〃	服部植物研究所	A
〃	山階鳥類研究所	A'
〃	黎明会徳川生物学研究所	A
〃	応用科学研究所	A
〃	金属工業研究所	A
〃	石炭総合研究所	A
〃	電磁応用研究所	A'
〃	豊田理化学研究所	A'
〃	名古屋産業科学研究所	B
〃	日本色彩研究所	A
〃	木原生物学研究所	A
〃	日本農業研究所	A
〃	大日本蚕糸会蚕糸科学研究所	A
〃	乙卯研究所	A

申請研究機関名		認定欄
財団法人	化学療法研究会化学療法研究所	A'
〃	癌研究会癌研究所	A
〃	佐々木研究所	A
〃	労働科学研究所	A